

令和5年2月15日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : ①株式会社電通
②株式会社フジクリエイティブコーポレーション
③株式会社セレスポ
業者の住所 : ①東京都港区東新橋1-8-1
②東京都江東区青海1-1-20
③東京都豊島区北大塚1-21-5
- 指名停止措置期間 : 令和5年2月15日から令和5年11月14日まで(9ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
東京地検特捜部は、令和5年2月8日(木)に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」)が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で、上記3社の社員等を逮捕した。
- 指名停止措置理由
有資格業者である上記3社の社員等が独占禁止法第3条違反容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、9ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
建設専門官 田川 慎二 電話番号 (052) 953-8138